

令和4年度上半期の相談状況

地域見守り情報



高知県立消費生活センター 第208号

令和4年度上半期（令和4年4月1日～令和4年9月30日）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は、1,086件で、前年度同期（1,056件）に比べて30件（2.8%）増加しました。

○契約当事者は、60歳以上の割合が増加

年代別にみると70歳以上の契約当事者が314人、60歳代が174人となっており、前年度同期と比べて54人増加し、60歳以上の契約当事者が全体に占める割合は約45%と半数近くを占めています。

○相談の多い商品・サービスでは、「商品一般」に関する相談が最多

最も相談が多かったのは「商品一般」で、迷惑メールや不審な電話、身に覚えのない請求などに関する相談が129件寄せられました。2位の「化粧品」は85件で、化粧品のうち定期購入に関する相談が76件あり、約9割と依然として高い割合を占めています。3位の「融資サービス」では、「借金があるため債務整理をしたい」「昔の借金の請求書が届いた」などの相談が45件寄せられています。

○通信販売における定期購入に関する相談が増加

「通信販売」における定期購入に関する相談は、前年度同期（68件）より41件増加し109件と3割近くを占めています。「解約しようと思い、電話をするがつかない」「低価格に設定されている商品を申込みしたところ定期購入になっていた」といった相談が「化粧品」「健康食品」で多くありました。

アドバイス

1. 高齢者の被害を防ぐためには、周囲の方の気配りと見守りが重要です。離れて暮らしている場合は、帰省の際などに見慣れない書類がないか、困っている様子がないかなどの確認や声かけをするようにしましょう。
2. 通信販売の「初回」「お試し」等の表記がある場合は、まず定期購入になっていないか確認しましょう。そして、解約できる条件、返品する場合の連絡先や連絡方法など、申込み前によく確認することが大切です。
3. 困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットラインの電話番号「188（いやや!）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013